

立会外取引実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「本所」という。）の業務規程第3条第7項の規定に基づき、立会外取引に関し必要な事項を定める。

(申出価格)

第2条 立会外取引の申出価格は、次の各号のいずれかに該当し、当事者間で合意した価格とする。

- (1) 申出限月における申出日の帳入値段
- (2) 申出限月における申出日の高値及び安値の範囲内
- (3) 委託者保護等の観点から、当該申出に係る売買約定を成立させることについて本所が適当と認めるものについては、申出限月における申出日の各限月に適用される業務規程第33条第2項又は第3項に規定する制限値段の範囲内
- (4) 前各号のほか、本所の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと本所が認めた価格

(申出時間)

第3条 立会外取引の申出時間は、午前9時から午後4時までとする。

(申出対象限月)

第4条 立会外取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第13条第1項に定める限月とする。

(呼値の単位)

第5条 立会外取引に係る呼値の単位は、業務規程第14条第1項に定める呼値の単位とする。

(法定帳簿の記載方法)

第6条 立会外取引を行った取引参加者（業務規程第101条に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）は、法定帳簿上、立会外取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(記録の保存)

第7条 立会外取引を行った取引参加者は、立会外取引の申出に係る記録について、前条に

定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(調査及び帳簿等の提出要求)

第8条 本所は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、立会外取引に係る書類等を提出させることができる。

(変更又は廃止)

第9条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前の立会外取引実施細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。